

亀山市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第1号

亀山市会計規則の一部を改正する規則

亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項第4号中「500万円」を「300万円」に改める。

第45条の見出し中「前金払」を「前金払等」に改め、同条第1項第1号及び第2号中「（3億円を限度とする。）」を削り、同条第2項中「前項各号」を「第1項各号（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「（3億円を限度とする。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 契約金額が1,000万円以上のものであって次の各号に掲げる要件を満たす場合は、前項第1号に掲げる経費に限り、既に前金払をした前払金に中間前払金を追加して前金払をすることができる。この場合において、同号中「10分の4」とあるのは、「10分の6」と読み替えるものとし、前払金に追加する中間前払金の限度額は、契約金額の10分の2の額とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

附 則

(施行期日)

